

令和8年6月 18 日

令和8年度独立行政法人大学入試センター調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年5月 25 日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人大学入試センター(以下「大学入試センター」という。)は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和8年度独立行政法人大学入試センター調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

- (1) 大学入試センターにおける令和7年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は 41 件、契約金額は 62.41 億円である。また、競争性のある契約は 31 件(75.6%)、39.03 億円(62.5%)、競争性のない契約は 10 件(24.4%)、23.37 億円(37.5%)となっている。

令和6年度と比較して、競争性のある契約の金額が増加している一方で、件数が減少している。これは、複数年契約である「業務用電子計算機システム借上げ及び運用保守業務」の調達を行ったため金額が増加した一方で、規則改正により入札の基準額が引き上げられたことにより件数が減少したことが主な要因である。また、企画競争・公募の件数が減少しているのは、複数年契約である「令和7年度～9年度 会議用弁当等の購入」の調達が令和7年度に行われなかったことが要因である。

表1 令和7年度の大学入試センターの調達全体像

(単位:件、億円)

	令和6年度		令和7年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(63.2%) 36	(26.1%) 15.56	(68.3%) 28	(41.0%) 25.61	(△22.2%) △8	(39.2%) 10.04
企画競争・公募	(19.3%) 11	(21.7%) 14.24	(7.3%) 3	(21.5%) 13.42	(△72.7%) △8	(△6.0%) △0.81
競争性のある契約(小計)	(82.5%) 47	(49.9%) 29.80	(75.6%) 31	(62.5%) 39.03	(△34.0%) △16	(23.7%) 9.23
競争性のない随意契約	(17.5%) 10	(50.1%) 29.91	(24.4%) 10	(37.5%) 23.37	(0.0%) 0	(△27.9%) △6.53
合 計	(100%) 57	(100%) 59.71	(100%) 41	(100%) 62.41	(△28.1%) △16	(4.3%) 2.70

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の()書きは、令和7年度の令和6年度伸率である。

- (2) 大学入試センターにおける令和7年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は 14 件(45.2%)、契約金額は 23.29 億円(59.7%)である。

令和6年度と比較して、一者応札・応募による契約について金額が増加している。これは、複数年契約である「業務用電子計算機システム借上げ及び運用保守業務」の調達を行ったことが主な要因である。

表2 令和7年度の大学入試センターの一者応札・応募状況

(単位:件、億円)

		令和6年度	令和7年度	比較増△減
2者以上	件数	29(61.7%)	17(54.8%)	△12(△41.4%)
	金額	16.62(55.8%)	15.73(40.3%)	△0.89(△5.7%)
1者以下	件数	18(38.3%)	14(45.2%)	△4(△22.2%)
	金額	13.17(44.2%)	23.29(59.7%)	10.12(76.9%)
合 計	件数	47(100%)	31(100%)	△16(△34.0%)
	金額	29.79(100%)	39.03(100%)	9.23(31.0%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、令和7年度の令和6年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、令和8年度についても引き続き競争性を確保するための取り組みを行う。令和8年度については、以下の項目について重点的に取り組むこととする。

(1) 一者応札の見直し

前回契約において一者応札となった契約については、仕様書の要求要件等の見直しを行うとともに、仕様書を受領したが応札しなかった業者に対してその理由の聴き取りを行い、他機関の情報などを参考に同業種の業者に話を聞くなど、原因の把握や分析に努める。

また、公告期間と開札から業務開始(納期含む)までの期間の十分な確保に努める。

【取組の実施状況、公告期間等の日数】

3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に理事を総括責任者とする下記、調達等合理化計画推進会議(以下「推進会議」という。)に報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

ただし、緊急等やむを得ないと認められる場合は、事後的に報告を行うこととする。

【調達等合理化計画推進会議による点検の実施】

推進会議	総括責任者	理事
	副総括責任者	総務部長
	メンバー	監査・評価室長(総務課長)、財務課長

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

予算の執行及び会計処理の適正化を目的とした内部監査を引き続き実施する。また、不祥事の発生未然防止のため、調達に係る事務手続き等のマニュアルを周知・共有し、教職員の意識の徹底に努める。

【取組の実施状況】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を文部科学大臣に報告し、文部科学大臣の評価を受ける。文部科学大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、関係部局等の協力を得ながら推進会議のもとに調達等合理化に取り組むものとする。

(2) 契約監視委員会の活用

契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、大学入試センターの契約状況の点検及び見直しを行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、大学入試センターのホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。